

環境にやさしい市役所をめざして！  
**室蘭市役所エコオフィスプラン**  
「環境保全率先実行計画」

平成 1 4 年 2 月

室 蘭 市

# 目 次

<b>計画の基本</b> .....	<b>1</b>
1 策定の背景 .....	1
2 目的と位置づけ .....	1
3 対象範囲 .....	1
4 対象期間 .....	1
<b>排出の実状</b> .....	<b>2</b>
1 温室効果ガス排出量 .....	2
2 ガス別排出量 .....	5
<b>計画の目標</b> .....	<b>7</b>
1 財やサービスの購入について .....	7
2 製品・資源の使用について .....	7
3 廃棄について .....	7
4 公共事業（公共建築物・公共工事）について .....	8
5 職員意識について .....	8
6 二酸化炭素について .....	8
<b>計画の内容</b> .....	<b>10</b>
1 省エネルギー・省資源 .....	10
2 廃棄物減量・リサイクル .....	11
3 グリーン購入 .....	12
4 公共事業（公共建築物・公共工事） .....	13
5 職員の意識啓発等 .....	14
<b>計画の推進</b> .....	<b>15</b>
1 推進体制等 .....	15
2 点検・評価・公表等 .....	15

# 計画の基本

## 1 策定の背景

今日の環境問題は、都市・生活型公害や地球温暖化に見られるように通常の事業活動、日常生活一般による環境への負荷の増大に起因する部分が極めて多く、近年における大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式がその背景にあるものと考えられています。

このような環境問題を解決するためには、私たちの社会経済活動パターンや生活様式のあり方そのものを見直し、省資源・省エネルギー化や廃棄物の減量化・リサイクルなどの行動を自主的、積極的に進め、社会全体を環境への負荷の少ない、持続可能な体系に変えていくことが課題となっています。

こうした状況の中、国連環境開発会議(地球サミット)における合意等を踏まえ、わが国では、平成5(1993)年、今後の環境政策の理念と施策の枠組みを示した環境基本法の制定、翌平成6(1994)年には、環境基本計画が閣議決定され、同計画に基づいて、平成7(1995)年6月に、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画(国の率先実行計画)」が閣議決定されました。

他方、地球温暖化防止京都会議(1997年)の開催等の国際的な取り組みの流れの中で、平成10(1998)年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」が成立し、都道府県および市町村は、同法に基づき、「地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(地球温暖化対策の実行計画)」を策定することが義務づけられました。

地方公共団体は、さまざまな政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、一般の企業や家庭と同じように、各種の製品やサービスの購入・使用、建物の建築・維持管理などを行う事業者・消費者である立場から、環境保全のための行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、住民や事業者が行う自主・積極的な環境に配慮した取り組みを推進していく責任があります。

このようなことから、室蘭市では、市職員自らが事業者、消費者として、電気使用量の削減や、燃料等使用量の削減などの省エネルギー化の推進、紙使用量の削減や、再生紙利用の促進などを含めた、廃棄物の減量化と資源化・リサイクルの向上等の省資源化の推進などにより、各種の環境への負荷の低減に向け率先して取り組みを進めるとともに、市民や事業者に対し、地球環境保全対策に関しての情報提供や指導、助言などをより効果的に推進していきます。

## 2 目的と位置づけ

この計画は、室蘭市の事務・事業に関し率先して地球環境保全に対する取り組みを推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者に対し、自主・積極的な取り組みを促すことを目的としています。なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」第8条に基づく「実行計画」として位置づけます。

## 3 対象範囲

本計画の対象範囲は、室蘭市のすべての事務・事業とします。ただし、委託されている事務・事業等は除きます。

## 4 対象期間

国の温暖化対策実行計画の基本方針に基づき、本計画の対象期間は5年間としますが、当面、目標達成年度は、平成17(2005)年度までとし、次期計画は、平成18(2006)年度からとします。

# 排出の実状

## 1 温室効果ガス排出量

本市の事務・事業による温室効果ガス排出量については、平成11(1999)年度で約18,624トン(炭素換算 以下同様)でした。

温室効果ガス別の構成比では、二酸化炭素の排出量が約9,817トンと最も多く、全体の約52%を占めています。

次に、廃棄物の埋め立て処理が主な原因で排出されるメタンについては、約8,494トンを占め、約46%と多く、この二酸化炭素とメタンの二つのガスだけで、温室効果ガス全体排出量の約98%を占めています。

一酸化二窒素は、約311トンで、約2%となっており、代替フロン等(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>)については、自動車用エアコンや、市立室蘭総合病院などで使用されている機器類等から排出されているが、全体の割合からすると非常にわずかな量となっています。

表 - 1 本市事務・事業による温室効果ガスの排出実状(平成11年度)

温室効果 ガス名称	各ガスの総排出量 (kg)	地球温暖化 係数 (-)	二酸化炭素 換算排出量(t) = × /10 <sup>3</sup>	炭素換算排出量 (t) = × 12/44
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	35,995,403.0	1	35,995.4	9,816.9
メタン (CH <sub>4</sub> )	1,483,049.0	21	31,144.0	8,493.8
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	3,682.0	310	1,141.4	311.2
ハドフルオロカーボン (HFC)	5.8	1,300	7.5	2.2
ハフルオロカーボン (PFC)	-	-	-	-
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	0.1	23,900	1.2	0.3
		合計	68,289.5	18,624.4

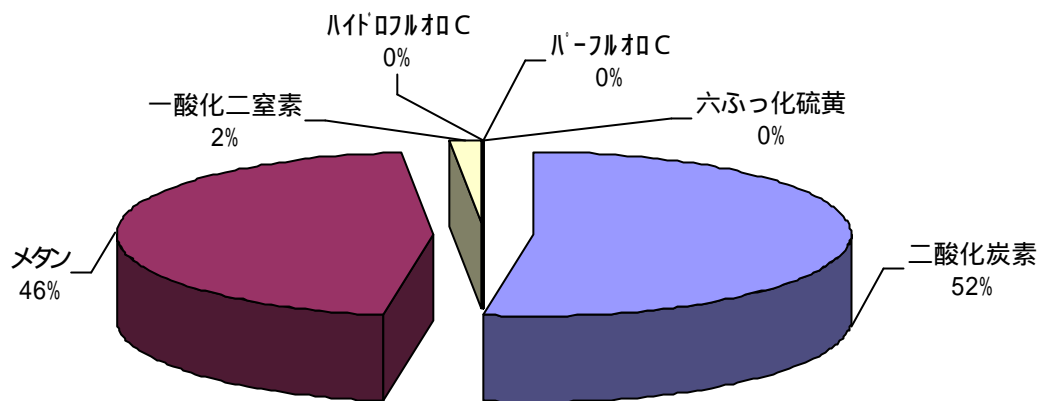


図 - 1 本市事務・事業による温室効果ガスの排出構成

表 - 2 本市事務・事業における活動ごとの温室効果ガスの排出量 (単位:kg-CO<sub>2</sub>換算)

活動項目	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>	合計	備考
灯油の使用	2,266,640						2,266,640	
A重油の使用	9,655,608						9,655,608	
プロパンの使用	21,544						21,544	
都市ガスの使用	444,058						444,058	
電気の使用	8,472,793						8,472,793	
廃棄物焼却処分	14,520,132		343,722				14,863,854	
自動車の使用	601,383	2,514	8,181				612,078	
廃棄物埋立処分		30,964,350					30,964,350	
下水汚泥焼却			533,262				533,262	
その他	13,245	177,160	256,155	7,553		1,195	455,308	
ガソリンの使用	5,581						5,581	自動車を除く
軽油の使用	5,284						5,284	自動車、船舶を除く
船舶軽油使用	2,380	5	21				2,406	
下水処理		177,155					177,155	
笑気ガスの使用			223,200				223,200	
定置式ソーセル機関			32,934				32,934	
カーエアコンの使用				7,553			7,553	
SF <sub>6</sub> の使用						1,195	1,195	
合計	35,995,403	31,144,024	1,141,320	7,553	0	1,195	68,289,495	

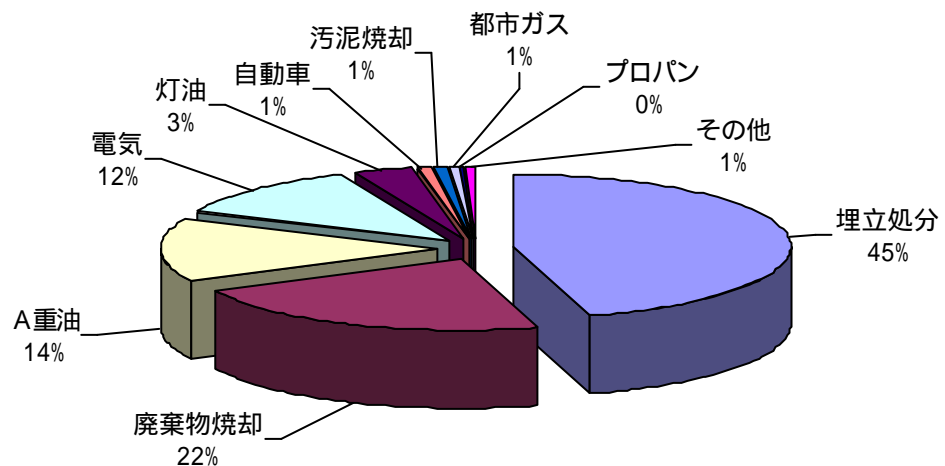


図 - 2 本市事務・事業における活動ごとの温室効果ガス(寄与率)

## 2 ガス別排出量

### (1) 二酸化炭素排出量

本市の事務・事業による二酸化炭素排出量については、総量で、約35,995トン - CO<sub>2</sub>、炭素換算では、約9,817トンでした。

排出量の内訳は、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が、14,520トン - CO<sub>2</sub>で、約40%を占め、次に、A重油や灯油、都市ガスをはじめとし公用車・公用船舶などを含む燃料等の使用に伴う排出量が、約13,002トン - CO<sub>2</sub>で、全体の36%となっており、さらに、電気の使用に伴う排出量については、約8,473トン - CO<sub>2</sub>で、約24%となっています。

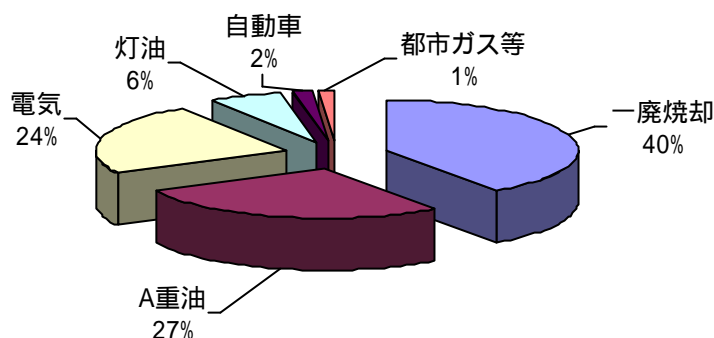


図 - 3 本市事務・事業における二酸化炭素の排出構成

### (2) メタン排出量

本市の事務・事業によるメタン排出量については、総量で、約1,483トン - CH<sub>4</sub>、炭素換算では、約8,494トンとなっていました。

そのうち、約99%が、廃棄物の埋立処分場からの排出によるもので、温室効果ガス排出量全体の割合でも約46%を占めており、残りは、下水処理場における下水の処理に伴う排出と、公用車の走行や公用船舶の航行などの微細な排出によるものでした。

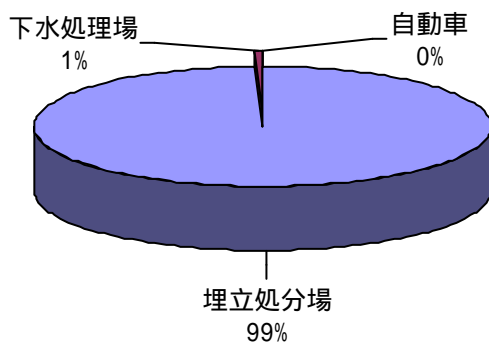


図 - 4 本市事務・事業におけるメタンの排出構成

### (3) 一酸化二窒素排出量

本市の事務・事業による一酸化二窒素排出量に関しては、総量で、約4トン -  $N_2O$ 、炭素換算では、約311トンでした。

そのうち、約46%が下水汚泥の焼却、次に、約30%が廃棄物の焼却、さらに、約20%が市立室蘭総合病院の笑気ガス（麻酔剤）使用に伴う排出と続いており、これらで、一酸化二窒素排出量全体の約96%を占めています。

残りは、市立室蘭総合病院や、下水道蘭東処理場などの定置式ジーゼル機関による排出の約3%と、公用車の走行、公用船舶の航行等による排出が微量に認められています。

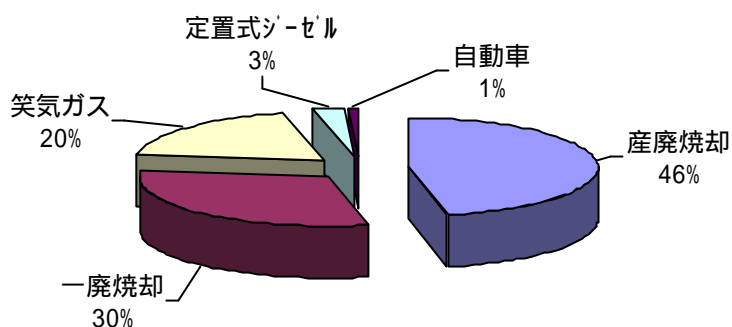


図 - 5 本市事務・事業における一酸化二窒素の排出構成

### (4) 代替フロン等（HFC、PFC、SF<sub>6</sub>）

代替フロン等で総称されるハイドロフルオロカーボン（HFC）や、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）などの本市の事務・事業による排出量は、それぞれ、ハイドロフルオロカーボンが、約6kg（炭素換算で約2トン）、六ふっ化硫黄が微量でした。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）は、本市の事務・事業では使用されていませんでした。



# 計画の目標

本市の事務・事業における環境への負荷の低減を図る取組項目としては、財やサービスの購入についての取り組みのほか、製品・資源の使用、廃棄、公共事業(公共建築物・公共工事)、職員意識、二酸化炭素の6項目に分けて表-1のとおり12の目標を設定し、目標達成年度を平成17(2005)年度までとします。

なお、温室効果ガスの排出量の削減に対する取り組みについては、特に、現状における温室効果ガス総排出量の46%を占めるメタンに注目すると、本市ではこれまで、不燃性のごみを埋め立てによって処分してきた経緯があり、その殆どは既埋立廃棄処分場から発生するメタン量(メタン総排出量の99%が、廃棄処分場から発生するメタンと考えられている)と想定されています。

このようなことから、総排出量のうち約52%を占める二酸化炭素の削減に重点を置くこととし、その他の温室効果ガスについては、現状以上に増加させないものとします。

また、今後の施設計画による施設の統廃合等に伴う温室効果ガスの変動については、削減目標に含まないものとします。

## 1 財・サービスの購入について

財やサービスの購入にあたっての環境保全への配慮は、ライフサイクルの観点からは、資源採取、製造段階の環境負荷の低減、および、使用段階、廃棄段階での環境負荷の低減を図るため、購入時に配慮する環境保全への取り組みです。

再生用紙、再生コピー用紙の購入については、森林資源の保護や廃棄物の削減とともに、製造時におけるエネルギー使用量の削減につながり、資源採取段階、製造段階および廃棄段階での環境負荷の低減が図られます。

また、省エネルギー型OA機器の購入は、使用段階における電力使用量の削減が期待されるとともに、電力使用量の削減に伴うコストの削減にもつながることになります。

その他、環境配慮の視点を考慮に入れ、環境ラベリング製品、長期使用可能な製品等を積極的に購入することが、環境保全に向けた重要な取り組みとなります。

本市は、用紙類やその他事務用品、省エネルギー型製品などおよび公用車を含めたグリーン購入の推進等に目標を定め取り組みます。

## 2 製品・資源の使用について

製品・資源の使用にあたっての環境保全への配慮については、ライフサイクルの観点からは、資源採取、使用、および、廃棄のそれぞれの段階での環境負荷を低減していく取り組みとなります。

省資源対策は資源採取に伴う環境負荷を低減することになり、製造時や供給時などにおけるエネルギー使用量の削減につながるとともに、省エネルギー対策に伴うコストの削減にもつながることになります。

本市では、コピー用紙をはじめ、電気、水、冷暖房用燃料の使用量の削減と、自動車による環境負荷の低減などに目標を定め取り組みます。

## 3 廃棄について

廃棄にあたっての環境保全への配慮については、ライフサイクルの観点からは、廃棄段階における環境負荷の低減を図る取り組みとなります。

廃棄における環境保全への配慮事項としては、廃棄物の減量化と資源化・リサイクルなどが考えられますが、本市では、廃棄物の排出量削減とリサイクルの推進を目標に取り組みしていきます。

## 4 公共事業(公共建築物・公共工事)について

公共建築物の建築・管理や、公共工事などの公共事業活動にあたっての環境保全への配慮については、構想・計画、設計・施工、維持・管理、および、改修・解体のそれぞれの段階で、環境負荷の低減を図る取り組みとなります。

建築物等の建設を行う場合、建設後の建築物等は、長期にわたって使用されるため、構想・計画と設計・施工の段階における配慮が最も重要であり、自然や大気、水・土壌、地盤など、それぞれの環境に与える負荷を極力低減するためには、構想・計画、設計の段階から環境への配慮に最大限努め、特に、施工にあたっては、環境負荷を低減するための技術や工法などを積極的に導入することが重要です。

建築物等の維持・管理についても長期にわたることから、管理段階における環境保全に向けた建築物等の適正管理も大切な要素になります。

また、建築物等の改修や解体を行う場合には、有害物質や廃棄物に関する配慮も重要になってきます。

本市では、構想・計画の段階をはじめとし、設計、施工、管理、および、改修・解体の各段階にわたり、環境保全に配慮した取り組みを進めていきます。

## 5 職員意識について

本計画を実行性のあるものに導くため、また、市自らが範を示し行動することによって事業者や市民の方々の環境配慮行動を促すためにも、職員一人ひとりが計画の趣旨や目的、内容などを理解し、環境保全への意識向上を図る必要があります。

全職員を対象に本計画の内容について周知・徹底させ、さらには、地球的環境に関する保全意識の高揚、啓発等を促すためにも、計画内容に関する適切な情報提供の機会づくりや、各種説明会、研修会・シンポジウム等へ参加しやすい職場環境づくりなど、職員の環境保全意識向上への取り組みを進めていきます。

## 6 二酸化炭素について

本市における温室効果ガスの排出量を抑える手立てとしては、前述のとおり二酸化炭素排出量の削減にその主眼をおいて取り組みを進めることとなります。

二酸化炭素排出量の削減にあたっては、一般廃棄物の焼却に伴う排出量を除き、市が率先して実行可能な、A重油、灯油、都市ガス等の燃料の使用や電気の使用に伴う排出と、軽油、ガソリン等の公用車等の走行に伴う排出などに着目し削減目標を設定して取り組みを進めます。

表 - 1 取り組み項目と目標

取 組 目 標	目 標 数 値	取 組 内 容
<b>1 財やサービスの購入について</b>		
(1) グリーン購入の推進	-	事務用品、OA機器等の購入は、重点調達品目（別表1）に基づき調達目標を達成するよう努めます
<b>2 製品・資源の使用について</b>		
(1) コピー用紙の使用量の削減	10%	コピー用紙の使用量については、平成11年度を基準に10%削減します
(2) 電気の使用量の削減	5%	電気の使用量については、平成11年度を基準に5%削減します
(3) 水の使用量の削減	5%	上水道の使用量については、平成11年度を基準に5%削減します
(4) 冷暖房用燃料使用量の削減	5%	冷暖房用などの燃料等の使用量については、平成11年度を基準に5%削減します
(5) 自動車利用による環境負荷の低減	5%	公用車の燃料使用量については、平成11年度を基準に5%削減します
<b>3 廃棄について</b>		
(1) 廃棄物の排出量の削減	-	庁舎から発生する一般廃棄物の総量は、できる限り削減するよう努めます
(2) 資源化・リサイクルの向上	-	庁舎から発生する廃棄物は、資源ごみとして分別収集を徹底させ、ごみの資源化・リサイクルに努めます
<b>4 公共事業について</b>		
(1) 公共事業にあたっての環境負荷の低減	-	公共事業活動にあたっては、関係法令、関係規則・指針等を遵守し、率先して環境保全に向けて取り組みます
<b>5 職員意識について</b>		
(1) 環境に関する意識啓発等	-	環境保全意識の向上と実行計画の積極的取り組みを図るために研修等を実施します。
(2) 環境保全に関する情報提供等	-	環境等に関するシンポジウム、説明会等への積極参加を促すとともに環境保全に係る情報提供に努めます
<b>6 二酸化炭素について</b>		
(1) 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )の排出量の削減	5%	本市の事務・事業から排出される二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )量については、平成11年度を基準に5%削減します

注)施設の統廃合等によって今後生じる温室効果ガスの変動は、この削減目標に含まないものとする。

# 計画の内容

環境への負荷の低減を図るなどの地球環境保全に対する取り組みを推進するためには、さまざまな実行性のある具体的な取り組みを進める必要があります。

本市が率先して実行する取り組み内容については、各職場が共通して取り組むことが求められる省エネルギー・省資源をはじめとして、廃棄物の減量・リサイクルの推進、グリーン購入の推進についての取組み、次に、公共建築物の建築・管理と公共工事についての取組み、さらには、職員の意識啓発等についての取組みに分けてそれぞれのアクション・プログラムを示します。

## 1 省エネルギー・省資源

省エネルギーについては、電気、公用車の燃料、その他エネルギー供給施設等で使用する燃料のガス、灯油、重油等の使用量の削減の取り組みが考えられます。

省資源に関しては、森林資源や水資源などの保全に関する取り組みが主体的に考えられ、紙の使用量の削減や水の使用量の削減などが大きな取り組み目標となります。

### (1) 電気使用量の削減

昼休みおよび時間外勤務時には、事務に支障の生じない範囲で照明を消す。

執務時間中であっても、事務に支障の生じない範囲で間引き照明等を心がける。

日中、窓側の照明が十分得られる場合は、窓側の照明を消す。

各課所等の最終退庁者は、照明およびOA機器等のスイッチ・オフを確認する。

照明器具は、できるだけ定期的な清掃に努める。

常時通電が必要の機器を除き、昼休み・外勤や会議などで席を離れる時にはパソコン、ワープロ等の電源を切る。

節電モード機能のあるコピー機は節電モードで使用する。

テレビやビデオなどは、タイマー等の設定内容に支障がある場合を除き主電源を切る。

エレベーターの使用をできるだけ控え階段を使用する。

自動販売機の設置については、できるだけ新設を控えるとともに、更新時等も含め、省エネ型機の導入を要請する。

### (2) 水使用量の削減

手洗い、洗い物、歯磨き、公用車の洗車等の際に水を出しっ放しにしない。

茶器類等の洗い物は、まとめ洗い等により効率的な湯水の利用に努める。

水洗トイレの使用は必要最小限の水量を心がける。

すべての水利用設備・機器等については、日頃の水漏れ点検等を徹底する。

### (3) 紙使用量の削減

会議等の資料は、必要部数を事前に十分確認し作成部数を最小限にとどめ、内容も十分に整理し、コンパクトにまとめる。

複数ページにわたる印刷や資料のコピーは、両面印刷や両面コピーを徹底する。

ミスコピー防止のため、コピー前に、前使用者のオールクリアキーの押し忘れがないかを確認し、コピー機使用後は、必ずオールクリアキーを押す。

コピー用紙の空き箱等を利用してコピー機、プリンター、リソグラフの周辺に回収箱を設置し、ミスコピーや片面印刷済で裏面利用可能な紙をストック・再利用する。

共通資料等の庁内向け資料や情報などの提供については、庁内イントラネット等を活用しペーパーレスに努める。

各課等で共通使用する文書や資料などは、個人コピーを止め可能な限り共有化に努める。

報告書や計画書、パンフレットなどの各種印刷物の作成部数については、当該各課で随時見直し、必要最小限とする。

庁内会議・連絡用などの文書は封筒を省略し、必要な場合は使用済み封筒を用いる。

庁内の照会等の回答文章は、鑑書きの省略を徹底する。

ファクシミリ送信にあたっては、できるだけ送付状の省略に努める。

#### (4) 燃料使用量の削減

夏季の軽装・冬季の上着着用や、ブラインド、カーテン等の適切な使用などにより、冷暖房負荷の低減を心がける。

ラジエーターの前や周辺などにキャビネット、書類等、暖房効率化の妨げになるものを置かない。

ラジエーター・バルブをこまめに調節し、個別事務室の適正な室温管理に努める。

ガス器具等の使用は、火力調節や燃焼時間の適正化などを心がけ、ガス使用量の削減に努める。

#### (5) 自動車利用による環境負荷の低減

公用車やタクシーなどの使用にあたっては、相乗り利用や合理的な運行経路の選択などを心がけ、効率的な車利用に努める。

運転時には、急発進、急加速、空吹かし、急制動等を行わない。

適正なタイヤ空気圧の管理と、効率・経済的速度の走行に努める。

トランク等に不要な荷物・道具類を積まない。

発進・加速については、速やかで、スムーズな運転に努めるとともに、惰性(慣性力)を十分に活用した定速運転の励行に心がける。

駐停車して車を離れる時や待ち合わせ・時間調整のための駐停車および長時間駐停車する時には、エンジンを止める。

必要以上の暖機運転や冷暖房のためのアイドリングを自粛する。

## 2 廃棄物の減量・リサイクル

廃棄物の減量に関しては、産業廃棄物排出量の削減、一般廃棄物排出量の削減、可燃ごみ排出量の削減、厨芥ごみ排出量の削減等の取り組みが考えられます。

また、リサイクルの推進については、一般廃棄物の再利用・再資源化や紙ごみのリサイクルなどが主体となった取り組みとなります。

#### (1) REDUCE (節減)

物品は、適切な在庫管理に努め、計画的かつ必要量のみを購入する。

各自が定期的に事務机を整理し、重複および長期間不使用の事務用品等を所属の用品棚等に戻す。

食物残渣等の生ごみは、水分の除去などによる減量化に努める。

## (2) LONG USE (長期使用)

中身の交換、詰め替え等の可能な商品の使用や物品の修理などにより、製品を長期使用する。コピー機やリソグラフ、パソコンなどの各種事務機器は、保守、点検、整備を心がける。

## (3) REUSE (再使用)

使用済み・書き損じ封筒や、不用紙などを帯封、メモ用紙、貼紙用台紙等として再使用する。ミスコピー用紙や不用となった片面使用の用紙などは、分別して再使用する。

コピー機やパソコン、ストープなどの新機導入等に伴い、不用となった古機についての種類、数量等の情報提供システム化を検討し、古機の再使用促進に努める。

使用済みのクリップ、ガチャ玉等の書類綴用品は、所定の場所に回収箱を設け再使用に供する。

## (4) RECYCLE (再利用・再資源化)

ビン、缶、ペットボトル等の分別回収を徹底する。

両面使用済みの用紙、その他再利用できない用紙類等で、再生可能な紙を資源として回収する。

食物残渣等の生ごみは、再資源化への方途について検討する。

# 3 グリーン購入

国のグリーン調達という考え方に準じ、本市が物品等を購入する際には、生産・使用・廃棄の各段階において可能な限り環境に対して与える負荷の少ない商品、製品等の選択を図っていくため、グリーン購入の推進についての取り組みを積極的に進めます。

## (1) 重点調達品目・それ以外の品目の購入

購入・リース品目については、重点調達品目(別表)を定め、その指定基準どおりの商品を購入またはリースする。

契約担当課において締結する単価契約品目についても、重点調達品目である場合は、指定基準に合った物品等を契約する。

重点調達品目および調達目標については、毎年度設定する。

重点調達品目以外の品目についても、エコマークやグリーンマーク、エネルギースターマークなどのついた環境ラベリング製品を優先する。

の購入にあたって環境ラベリング製品がない場合には下記に留意する。

- a 消耗部品が交換・補充(詰め替え)可能な製品など長期間使用できること
- b 再使用、リサイクルしやすい製品等であること
- c 再生材料をより多く使用した製品等であること
- d 原材料などに有害化学物質等を含まない製品等であること
- e 省エネ・節水型製品等であること
- f 過剰包装を避けている、あるいは、再利用可能な包装材を使用している製品等であること

## (2) 環境配慮型商品の情報等の提供

商品等購入時の参考に、環境配慮型製品のカタログやリストなどの情報等を提供する。

## 4 公共事業(公共建築物・公共工事)

公共建築物の建築・管理や、公共工事などの公共事業活動にあたっての環境保全への配慮については、構想・計画から運用、改修・解体にいたるまでのそれぞれの段階で、関係法令や関係規則・指針などを遵守し、各事業主体が率先し環境負荷の低減に向けての取り組みを行います。

### (1) 構想・計画段階

構想・計画段階では、当該事業の環境条件を調査、把握し、関係法令・基準などを踏まえ、環境保全に配慮するため総合的に環境への影響について考慮、検討し構想や計画へ反映する。

既存施設の有効利用に努める。

周辺環境を充分把握し、保全と調和に努める。

歴史的な文化遺産・文化財の保全に努める。

長期使用、長寿命化等に努める。

省資源、省エネルギーに努める。

自然エネルギーなどの環境調和型新エネルギーの活用に努める。

### (2) 設計段階

設計段階では、構想・計画段階での環境保全事項を踏まえて、地球環境、周辺環境等に配慮した工法の採用、建設資材の転用や長寿命化、建設副産物の抑制や有効利用を図るなどの配慮を行い、基本設計および実施設計に反映させる。

大気汚染の防止に努める。

振動や騒音、悪臭などの発生の抑制に努める。

水質汚濁と土壌汚染の抑制に努める。

日照・電波障害等の防止・抑制に努める。

長期使用、長寿命化等に努める。

省資源、省エネルギーに努める。

建設副産物の減量化、再資源化に努める。

建設廃棄物を適正に処理・処分するよう努める。

### (3) 施工段階

施工段階においては、構想・計画、設計等の段階での環境保全事項に準じて施工計画を立て、環境の保全に配慮した施工を実施する。

設計段階で配慮した事項について確実に実施するよう努める。

周辺の環境に十分配慮した施工に努める。

常に周辺環境への負荷の低減に配慮するとともに施工者に環境保全への意識啓発、指導等に努める。

### (4) 管理段階

管理段階での環境保全への配慮としては、自然環境、大気環境、水環境および廃棄物などへの配慮が重要で、建設物等から日常的に排出される大気環境や水環境に与える負荷の低減、廃棄物の分別収集等を図るとともに、製品・資源の使用にあたっての配慮や管理する敷地内、周辺の緑化などに努める。

常に自然環境や歴史・文化、緑、景観等の周辺環境などへの配慮に努める。

大気汚染物質等の日常的な排出基準の遵守とボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。

水質汚濁物質の削減や、雨水・排水設備・再利用設備などの適正な設置、および維持・管理により、水環境負荷低減に努める。

資源物の分別保管施設の適正な管理などにより、再資源化の推進と廃棄物の削減に努める。

## (5) 改修・解体段階

改修・解体段階における環境への配慮としては、大気環境、有害化学物質および廃棄物などに対する配慮が大切であって、この段階では、特に、有害化学物質等の適正回収・処理や建設廃棄物等の減量化、再資源化などに努める。

騒音・振動、大気汚染等の大気環境の保全に努める。

有害物質等については、適正処理と適正回収を厳守する。

建設副産物の再資源化、廃棄物発生量の抑制等に努める。

## 5 職員の意識啓発等

本計画を実効性あるものとするため、また、行政である市自らが規範を示した行動をとることにより、事業者や住民の方々へ環境に対する配慮行動を促すためにも、職員一人ひとりが、計画の趣旨や内容などを十分に理解し、環境保全への意識の向上を図ることが大切です。

このため計画の内容に関する適切な情報提供や研修等を通じて、職員への普及・啓発を促すことが不可欠であり、あらゆる機会を通じ創意工夫をして、職員に対し計画についての情報提供や研修等を実施していきます。

### (1) 意識啓発等

環境保全責任者（各部長等）、環境活動推進者（各課長）に対し、目的と内容、推進・点検体制と役割、職員の指導・育成等について研修等を実施する。

新人職員研修のカリキュラムに環境への配慮や実行計画への理解などに係る項目を設け、環境保全に対する意識啓発に努める。

環境活動実行者（全職員）を対象に、環境保全意識の向上と実行計画に掲げられた取り組みなどへの理解を深めるための研修等を実施する。

### (2) 情報提供等

物品等の購入に関わる事務担当職員を対象に、グリーン購入等に関する説明会などを必要に応じて開催する。

環境活動実行者（全職員）に対し、日常的に庁内イントラ等で環境保全に係る情報の提供に努める。

職員が環境等に関するシンポジウムや研修会などへ積極的に参加できるように配慮する。

市職員は、職務に関係なく、地域の環境保全活動や環境ボランティア活動に積極的に参加するよう努める。



# 計画の推進

## 1 推進体制等

### (1) 推進・点検体制

本実行計画は、市長を「環境保全総括責任者」として全庁体制で推進することとします。計画の推進にあたっては、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に設置された「室蘭市環境保全推進会議（平成12年6月設置）」を決定のための組織、次に各部長等を「環境保全責任者」、各課長等を「環境活動推進者」、さらに全職員を「環境活動実行者」と定め、実行のための組織とするとともに、各部庶務主管課長等で構成する「環境活動推進者幹事会」を点検のための組織として位置づけ、職員一丸となって取り組みます。

計画を全庁的に円滑・効果的に進めるために、事務局が、一定期間ごとに各課からの取り組みの実績を集約、整理して環境活動推進者幹事会で点検・評価、計画の推進方を検討し、見直し案を作成して環境保全推進会議に報告・提案するとともに、同会議は審議した結果を環境保全総括責任者(市長)に報告することになります。総括責任者は、推進会議を介して各部局における次の推進期間の取り組みの推進方策について指示するというPDCAサイクルを活用し、全庁挙げて積極的に行動していきます。

各部長は、前述した推進会議の委員として位置づけられ、部内での取り組みについて所管の各課へ環境活動推進者幹事(各庶務主管課長等)を通し実行の指示を行い、確実な実践活動の促進を図るとともに、各部の庶務主管課が環境管理のための各部事務局として機能し、推進会議事務局(環境対策課)と緊密な連携を取りながら、室蘭市として環境保全に向けて積極果敢に環境への負荷の低減に関する率先行動を起こし目標を達成するよう努めます。

### (2) 職員への意識啓発等

本実行計画を適正、かつ、確実に実践していくため、また、市が自ら範を示した行動をとることにより、事業者や市民の方々に対し環境への配慮行動を促すためにも、職員一人ひとりが環境保全問題についての正しい認識を持ち、本市の事務・事業を進める上で自主・積極的に行動することが最も大切です。

このような認識に基づき、事務局(環境対策課)、職員課が中心となって、新人職員研修のカリキュラムの中に本計画の周知徹底、環境保全に対する意識啓発等を盛り込むことをはじめとして、全職員に対して環境保全活動についての説明会、情報の提供等を実施するなど、職員一人ひとりの意識啓発を行います。

## 2 点検・評価・公表等

### (1) 取り組みの点検

本計画に基づき、全職員が環境保全に関する具体的な取り組みを自主・積極的に実施します。

環境保全推進会議の委員で、かつ、環境保全責任者である各部長等の指示のもと、環境活動推進者幹事の各部庶務主管課長が中心になり、環境活動推進者である各課長を通じチェックシートにより当該部各課の取り組み状況を把握、四半期ごとに環境保全推進会議に報告します。

環境保全推進会議では、各部での実践活動への取り組みが適切に実行されているかを確認し、取り組みを進めていく上での計画の見直し、助言・指導等を行います。

また、必要に応じ、本計画の進捗状況などについて環境保全総括責任者である市長に報告するとともに、取り組み内容の見直しも含めた指示を受けます。

## (2) 取り組みの評価

全庁的な取り組みの実施状況については、提出されたチェックシート等に基づき環境保全推進会議で評価がなされます。数値目標を設定した取り組み項目は、目標値との比較を行い取り組みの進捗状況を把握します。それ以外の取り組み項目については、過去の実績、組織や施設間の比較をするなど、さらなる取り組みの推進に向けた評価を行い、各課に対し指導、助言等を行います。

## (3) 取り組み結果の公表と周知

取り組み状況の結果については、本市の環境だよりや市民広報などで適宜公表して、事業者や市民の方々の自主・積極的な環境保全に対する取り組みを促進しますとともに、庁内広報等によって全職員に周知を図り、さらなる取り組みの実践について促します。

表 - 1 計画推進のための組織

	組織等の名称	構成	役割の内容
決定組織	環境保全総括責任者	市長	市の環境保全に関する総責任者 環境保全推進会議に対し必要に応じ指示
	環境保全推進会議	助役および各部長等	実行計画の策定および見直し 実行計画の取組状況の確認 実行計画に関する重要事項を審議し環境保全総括責任者に報告
実行組織	環境保全責任者	各部長等	各所管部内における取組の推進 各所管部内における取組状況の把握 環境保全推進者に対し必要に応じ指示
	環境活動推進者	各課長等	各課内における取組の推進 各課所属職員への取組内容の周知徹底 各課内の取組状況をチェックシート(3ヶ月毎)および実態調査(年度実績)等により環境保全責任者に報告 必要に応じ環境活動実行者(各所属職員)に対して指導・助言
	幹事	各庶務主管課長等	環境保全責任者を補佐し各所管部の実態・意見を集約 各所管部内のチェックシートおよび実態調査を取りまとめ環境活動推進者幹事会へ報告 所管部内の環境活動推進者を代表し幹事会に出席
	環境活動実行者	全職員	自主・積極的に実行計画取組項目を実践 実行計画取組項目以外にも環境保全への自主的行動を実践
点検組織	環境活動推進者幹事会	幹事(環境活動推進者)	事務局が集約した実績報告を点検・評価 実行計画の実践進捗状況の整理 実行計画の推進方策を検討し見直し案を作成
事務局		環境対策課	各部から提出された取組実績(チェックシート、実態調査)を集約 環境保全に関する情報の収集と全職員への提供 実行計画の実践推進および進捗状況を環境保全総括責任者の承認を受けたのちに市広報紙やホームページで公表

環境保全推進会議は、本実行計画の推進のほか、本市環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成12年6月に設置されました

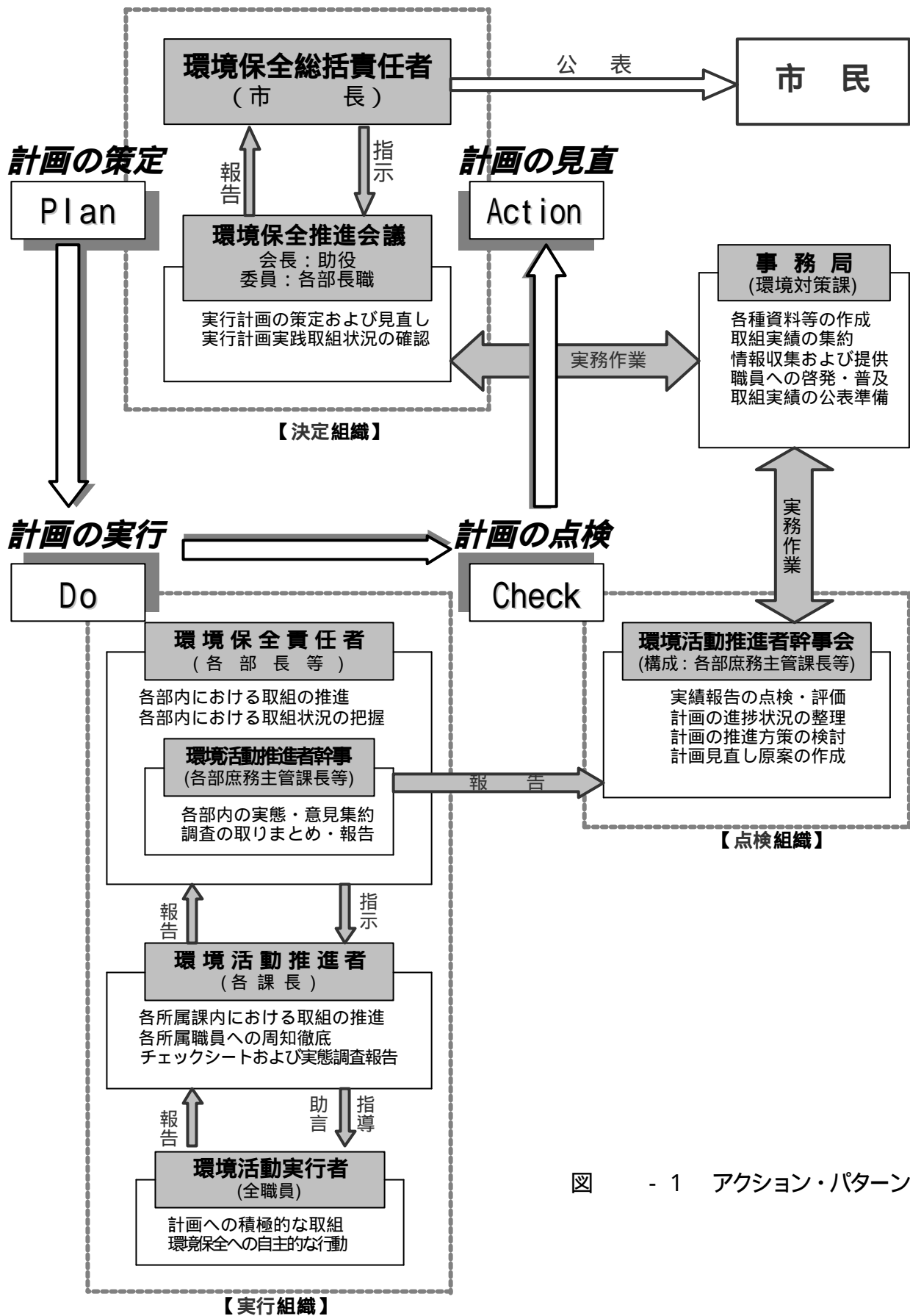


図 - 1 アクション・パターン

別表 - 1 重点調達品目

品 目		判 断 の 基 準	14年度 調達目標
紙 類	コピー用紙	古紙配合率100%かつ白色度70%以下	100%
	フォーム用紙	古紙配合率70%以上かつ白色度70%以下	80%
	ワードプロセッサ・ファクシミリ用感熱紙	再生紙であること	100%
	納入印刷物	古紙配合率70%以上	80%
		非塗工印刷用紙については白色度が70%以下	
		塗工印刷用紙については塗工量が30g/m <sup>2</sup> 以下	
	事務用封筒	古紙配合率80%以上	80%
トイレットペーパー	古紙配合率100%	100%	
フ ァ イ ル 類	フラットファイル	表紙芯材が古紙配合率100%かつ、とじ具が再使用または	100%
	パイプ式ファイル	分別廃棄が可能であること	100%
	ボックスファイル	古紙配合率70%以上	100%
	コンピューターデータファイル	古紙配合率90%以上	100%
筆 記 用 具	鉛筆	間伐材などの木材が使用されていること	100%
	シャープペンシル	再生プラスチック製で残芯が5mm以下であること	100%
	シャープペンシル替芯	ケースが再生プラスチック製または古紙配合率80%以上であること	100%
	ボールペン	本体が再生プラスチック製で芯が交換できること	100%
	マーキングペン	本体が再生プラスチック製であること	100%
そ の 他 文 房 具	スタンプ台	インク・液が交換・補充できること	100%
	朱肉	本体が再生プラスチック製でインク・液が交換・補充できること	100%
	消しゴム	巻紙の古紙配合率が50%以上であること	100%
	のり(液状・テープ)	容器が再生プラスチック製で消耗品が交換・補充できること	100%
	のり(固形)	容器が再生プラスチック製であること	100%
	附箋・インデックス	古紙配合率100%で水分散型の粘着材を使用し樹脂ラミネート加工をしていないこと	100%
	修正液	容器が再生プラスチック40%以上使用されていること	100%
O A 機 器 類	コピー機	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる 「国際エネルギースターロゴ」の表示のある製品は基準を満たしています	100%
	コンピューター		
	プリンター		
	ファクシミリ		
そ の 他	蛍光管(直管形:40型蛍光ランプ)	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる	80%
	作業服	作業服と作業用手袋については「エコマーク(PETボトルのリサイクル)」の表示のある製品は基準を満たしています	80%
	作業用手袋		100%
	自動車(普通自動車、小型自動車、軽自動車)		50%